

広川町国民保護計画

平成 19 年 2 月

広川町

目 次

第1編 総 論	1
第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ	1
2 町国民保護計画の構成	1
3 用語の意義	2
4 町国民保護計画の見直し、変更手続	3
第2章 国民保護措置に関する基本方針	4
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	6
第4章 町の地理的、社会的特徴	8
第5章 町国民保護計画が対象とする事態	12
1 武力攻撃事態	12
2 緊急対処事態	12
 第2編 平素からの備えや予防	13
第1章 組織・体制の整備等	13
第1 町における組織・体制の整備	13
1 町の各部課室における平素の業務	13
2 町職員の収集基準等	14
3 消防機関の体制	17
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	17
第2 関係機関との連携体制の整備	18
1 基本的考え方	18
2 県との連携	18
3 近接市町村・消防本部との連携	19
4 指定公共機関等との連携	19
5 ボランティア団体等に対する支援	20
第3 通信の確保	21
第4 情報収集・提供等の体制整備	22
1 基本的考え方	22
2 警報等の伝達に必要な準備	22
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	23
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	24
第5 研修及び訓練	25
1 研修	25
2 訓練	25
 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	27
1 避難に関する基本的事項	27

2	避難実施要領のパターンの作成	28
3	救援に関する基本的事項	28
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	29
5	避難施設の指定への協力	29
6	生活関連等施設の把握等	29
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	30
1	町における備蓄	30
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	31
第4章	国民保護に関する啓発	32
1	国民保護措置に関する啓発	32
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	32
第3編	武力攻撃事態等への対処	33
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	33
1	事態認定前における緊急事態連絡室（仮称）等の設置及び初動措置	33
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	35
第2章	町対策本部の設置等	36
1	町対策本部の設置	36
2	通信の確保	42
第3章	関係機関相互の連携	43
1	国・県の対策本部との連携	43
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	43
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	43
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	44
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	44
6	町の行う応援等	45
7	ボランティア団体等に対する支援等	45
8	住民への協力要請	46
第4章	警報及び避難の指示等	47
第1	警報の伝達等	47
1	警報の内容の伝達等	47
2	警報の内容の伝達方法	48
3	緊急通報の伝達及び通知	49
第2	避難住民の誘導等	50
1	避難の指示の通知・伝達	50
2	避難実施要領の策定	51
3	避難住民の誘導	55
第5章	救援	61
1	救援の実施	61
2	関係機関との連携	61
3	救援の内容	62

第6章 安否情報の収集・提供	63
1 安否情報の収集	63
2 県に対する報告	64
3 安否情報の照会に対する回答	64
4 日本赤十字社に対する協力	65
第7章 武力攻撃災害への対処	66
第1 武力攻撃災害への対処	66
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	66
2 武力攻撃災害の兆候の通報	66
第2 応急措置等	67
1 退避の指示	67
2 警戒区域の設定	68
3 応急公用負担等	69
4 消防に関する措置等	69
第3 生活関連等施設における災害への対処等	72
1 生活関連等施設の安全確保	72
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	72
第4 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処等	74
1 武力攻撃原子力災害への対処	74
2 N B C攻撃による災害への対処	75
第8章 被災情報の収集及び報告	78
第9章 保健衛生の確保その他の措置	78
1 保健衛生の確保	78
2 廃棄物の処理	79
第10章 国民生活の安定に関する措置	80
1 生活関連物資等の価格安定	80
2 避難住民等の生活安定等	80
3 生活基盤等の確保	80
第11章 特殊標章等の交付及び管理	81
第4編 復旧等	83
第1章 応急の復旧	83
1 基本的考え方	83
2 公共的施設の応急の復旧	83
第2章 武力攻撃災害の復旧	84
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	84
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	84
2 損失補償及び損害補償	84
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	85

第5編 緊急対処事態への対処	86
1 緊急対処事態	86
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	86
資料編	87
1 福岡県国民保護計画 対応事例編	88
2 関係機関の連絡先	101
3 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク 衛星系電話番号	104
4 災害拠点病院等一覧	105
5 安否情報省令	106
6 火災・災害等即報要領	113

第1編 総論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

広川町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び福岡県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

資料編

3 用語の意義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

【武力攻撃関連】

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
N B C 攻撃	武力攻撃のうち、核兵器 (Nuclear weapons)、生物兵器 (Biological weapons) 又は化学兵器 (Chemical weapons) による攻撃をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外（事業所外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質または放射線による被害をいう。

【避難、救援関連】

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
災害時要援護者	必要な情報の収集や、安全な場所への避難など災害時の行動についてハンディを抱えている人々をいい、寝たきり等の高齢者、障害者（児）、乳幼児などを指す。

【関係機関、施設関連】

用語	意義
指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。 1 内閣府、官内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法

	(昭和23年法律第120号) 第3条第2項に規定する機関 2 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号) 第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関 3 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関 4 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第43条及び第57条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社(地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第1条の地方道路公社をいう。)その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項の地方独立行政法人をいう。)で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
緊急消防援助隊	消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。
生活関連等施設	国民保護法第102条第1項に規定する生活関連等施設(発電所、ガスホルダー等)をいう。

4 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重とともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、あらかじめ知事に協議し、町議会に報告し、公表する(ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。)。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努める。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

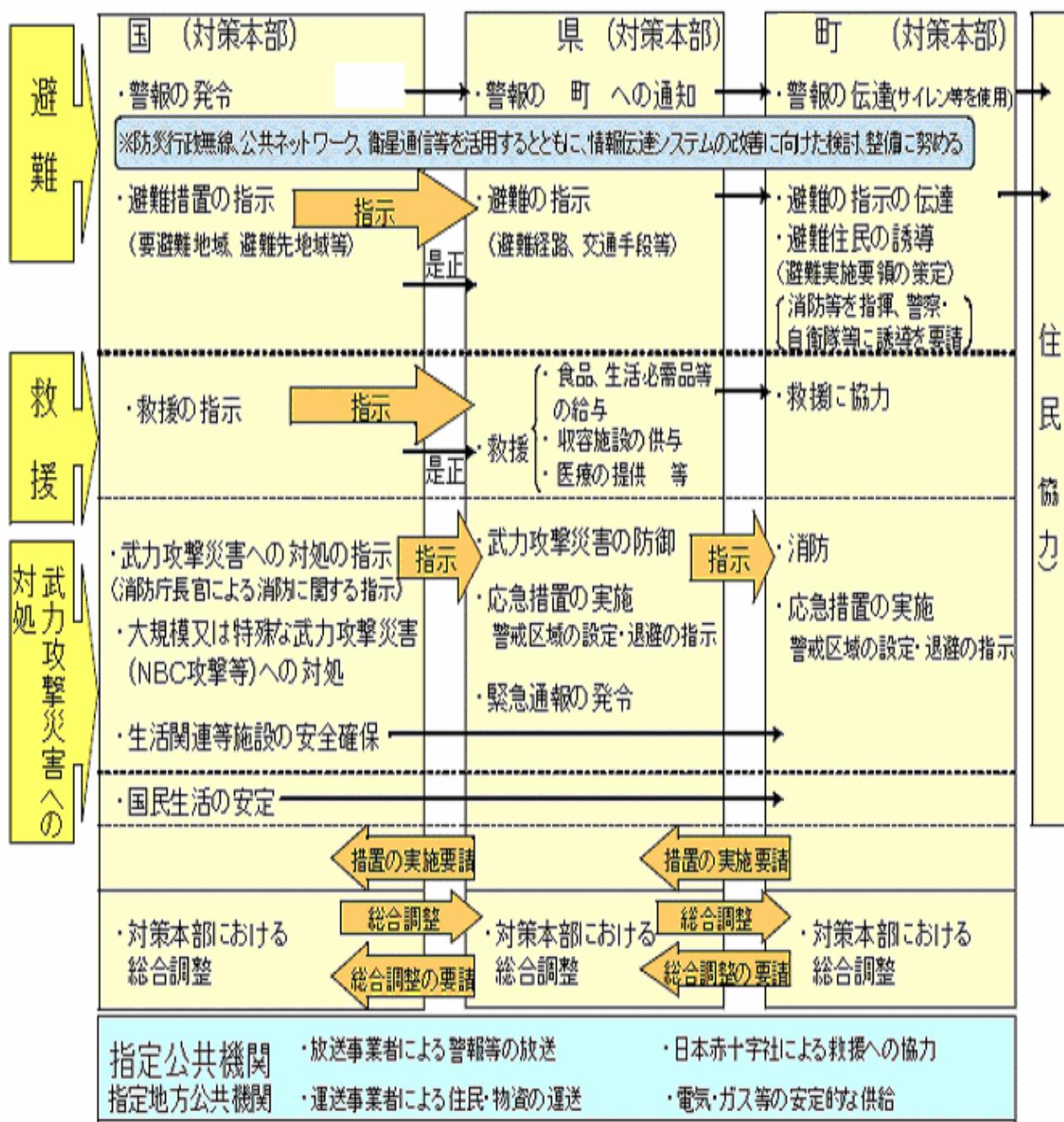
※【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

○町の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
広川町	<ul style="list-style-type: none">1 国民保護計画の作成2 国民保護協議会の設置、運営3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営4 組織の整備、訓練5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

- 関係機関の連絡先については資料編（P101～）に記載する。

第4章 町の地理的、社会的特徴

(1) 位置、面積、地形

広川町は福岡県の南部、八女郡の北西部、東経 $130^{\circ}33'$ 、北緯 $33^{\circ}14'$ の位置にあり、東西約14km、南北5.4km、面積37.91km²である。東は刑部谷（耳納山）の諸山、南は長峰丘陵をもって八女市に接し、西は筑後市に隣し、北は久留米市に境する耳納山系に囲まれた、通称広川谷と呼ばれる広川盆地をなす地域であり、発心山に源を発する広川が東から西に貫流し、その地域に平坦部を作り、筑後川に注いでいる。



(2) 気候

本町は内陸型気候区に属し、年平均気温は15～16℃程度であるが、夏の暑さや冬の寒さが厳しく1日の気温変化が大きい特徴がある。降雨量は最近10年間を平均すると年1,700mm前後であり、6、7月の梅雨期には、しばしば強い雨が集中して降る。

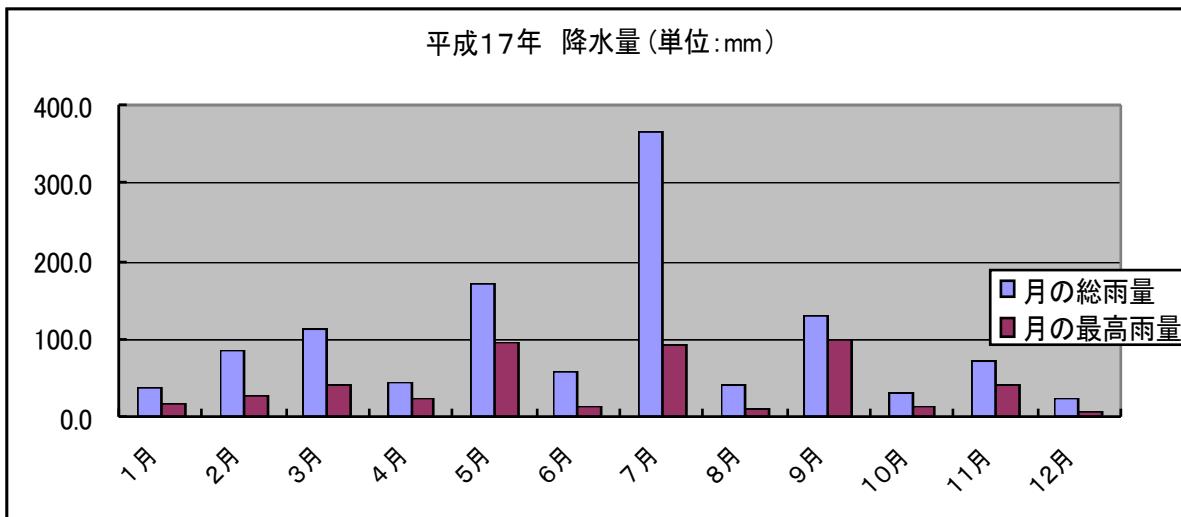
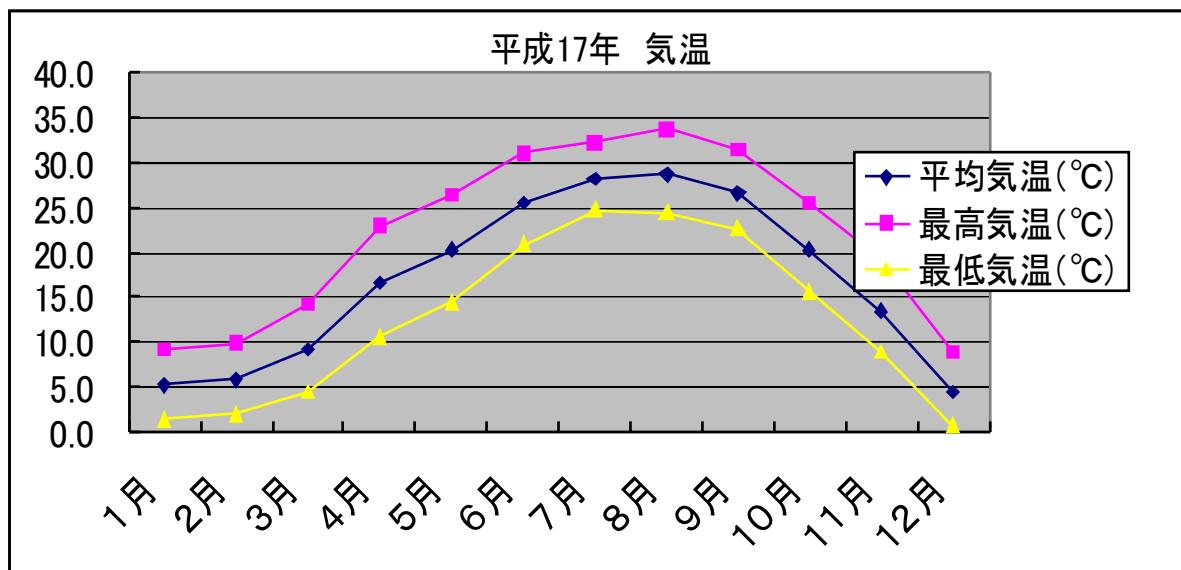
(平成17年の気温、降水量は次頁)

平成17年 気温

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (°C)	5.2	5.8	9.2	16.6	20.3	25.6	28.2	28.7	26.6	20.3	13.5	4.4
最高気温 (°C)	9.2	9.9	14.2	23.0	26.4	31.1	32.3	33.8	31.5	25.6	19.2	8.9
最低気温 (°C)	1.4	2.0	4.4	10.6	14.4	20.9	24.8	24.5	22.7	15.6	8.9	0.7

平成17年 降水量 単位:mm

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月の総雨量	37.0	84.5	112.0	46.0	171.5	58.0	365.5	42.5	129.5	31.5	70.5	25.5
月の最高雨量	15.5	27.0	40.0	23.5	97.0	12.0	92.5	9.5	99.5	14.5	41.0	6.0
最高雨量月日	1/23	2/24	3/17	4/20	5/1	6/11	7/9	8/6	9/6	10/5	11/6	12/2



※八女消防本部調べ

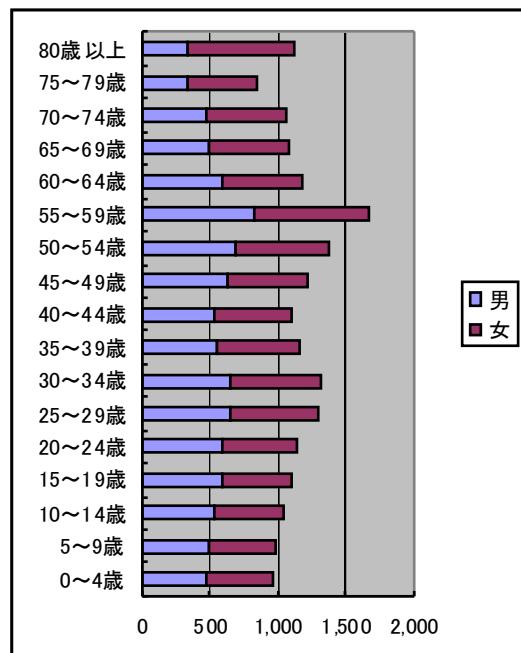
(3) 人口分布

平成18年3月末では、本町の人口は19,804人、世帯数6,545世帯である。

本町の人口は、他市町村からの転入を要因として年々増加している。65歳以上の老人人口が19.3%で高齢化も年々進んでいるといえる。

行政区名	世帯数	男	女	計
小椎尾	28	48	53	101
逆セ谷	59	92	104	196
梯	58	105	99	204
鬼ノ渕	87	155	169	324
馬場	50	65	85	150
内田	81	126	146	272
草場	61	107	121	228
一応	66	101	117	218
吉常上	154	263	299	562
吉常下	190	311	323	634
六田	92	142	156	298
長延上	172	306	310	616
長延下	171	285	311	596
太原	184	316	325	641
高間	67	107	139	246
清楽茶屋	47	68	80	148
清楽	99	140	157	297
久泉	541	809	916	1,725
増永	102	182	191	373
扇島	201	287	354	641
太田	378	611	688	1,299
吉里	126	212	216	428
川瀬	704	895	917	1,812
長徳	148	234	238	472
古賀	218	347	399	746
牟礼茶屋	70	104	92	196
牟礼	205	301	330	631
当条	272	442	457	899
智徳	188	342	369	711
一條	386	572	638	1,210
藤田	285	397	329	726
川瀬北	198	265	269	534
緑ヶ丘	173	231	226	457
北新代	334	358	342	700
当条西	66	97	128	225
鐘の鳴る丘	25	7	22	29
彌栄苑	20	5	15	20
若久園	99	14	85	99
赤坂園	81	40	41	81
第2赤坂園	54	54	0	54
舞風台	5	0	5	5
合計	6,545	9,543	10,261	19,804

平成18年3月末日現在			
年齢	男	女	計
0~4歳	483	480	963
5~9歳	499	491	990
10~14歳	544	511	1,055
15~19歳	592	516	1,108
20~24歳	588	565	1,153
25~29歳	647	651	1,298
30~34歳	658	669	1,327
35~39歳	561	612	1,173
40~44歳	542	572	1,114
45~49歳	631	603	1,234
50~54歳	694	685	1,379
55~59歳	838	838	1,676
60~64歳	605	577	1,182
65~69歳	504	584	1,088
70~74歳	476	598	1,074
75~79歳	333	520	853
80歳以上	348	789	1,137
計	9,543	10,261	19,804



(4) 土地利用、道路の位置等

農業では、いちご、電照菊、花卉の施設園芸、ぶどう・梨・桃の落葉果樹、お茶の栽培、稻作等について利用されている。また 79.6 ha、24 社の工場が集積した広川中核工業団地がある。(17 年 7 月現在) また平成 17 年度より久留米・広川新産業団地への企業進出を募集している。

町の中央部を国道 3 号が南北にはしり、これと並行して東部に県道 82 号(久留米立花線)、西部には国道 209 号がはしってある。さらに、県道 84 号(三瀬上陽線)が、町の中央部を東西に横断しており、これらを基幹として、縦横に町道をめぐらせており。また、町のほぼ中央を九州縦貫自動車道がはしり、町内に広川サービスエリア及び平成 10 年度に開通した広川インターチェンジを有している。久留米市まで 25 分、西鉄電車に乗り継げば、福岡市内まで約 1 時間、さらに高速道路を利用すれば福岡市までの時間短縮が可能であり、交通の便には恵まれた位置にある。

(5) 自衛隊の位置

付近の自衛隊機関は、久留米市荒木町藤田に航空自衛隊高良台分屯基地が所在し、広川町大字藤田と隣接している。また、陸上自衛隊久留米駐屯地が久留米市国分町に所在する。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弹道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

※これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃の特徴等については、基本指針及び県国民保護計画に記述している。

2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されており、これらの事態は、複合して起こることも考えられる。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
放射性物質取扱施設等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
 - ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来
- ※ 上記の事態例の特徴等については、基本指針及び県国民保護計画に記述している。